

起債ノ肉する件

本町可成記のあり起債するものとす

昭和二十九年三月二十八日提出

昭和二十九年三月二十八日議決

三朝町議長

天野康

坂出雅

記

金貲百萬圓也

一 起債金額

一 起債の目的

一 借入先

一 借入利率

一 借入時期

一 償還方法

昭和二十八年度(昭和二十四年度)災害二十五年度災害二十六年度(昭和二十七年)災害復旧耕地事業費に充てるもの

大蔵省資金運用部

昭和二十八年以内

借入元は貸付条件による

但し町の財政の都合により繰上償還のたためる

短慮し又は低利債に借替をなすことのできる

町税その他一般賦入

